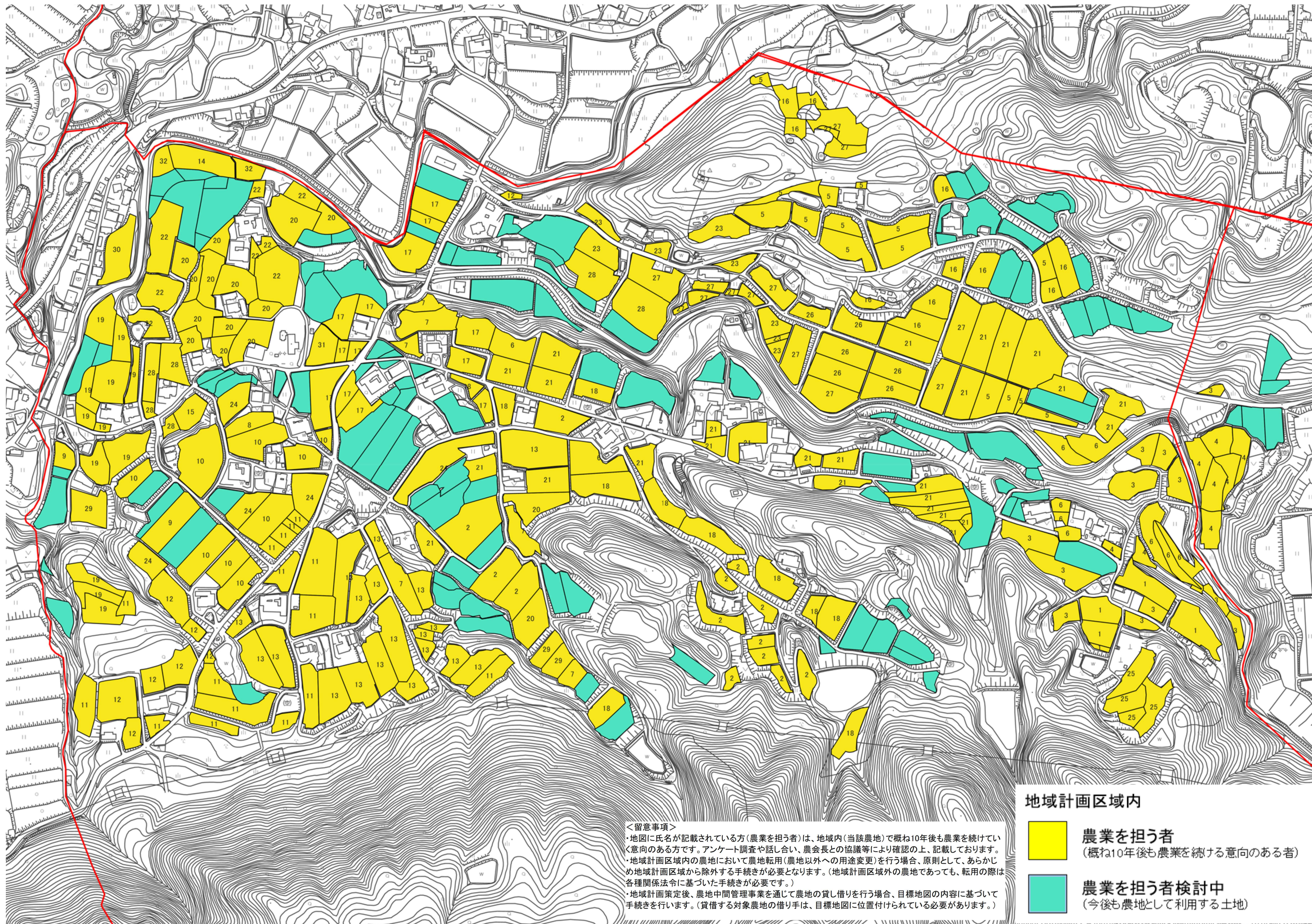
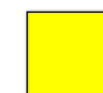




<留意事項>
・地図に氏名が記載されている方(農業を担う者)は、地域内(当該農地)で概ね10年後も農業を続けてい
く意向のある方です。アンケート調査や話し合い、農会長との協議等により確認の上、記載しております。
・地域計画区域内の農地において農地転用(農地以外への用途変更)を行う場合、原則として、あらかじ
め地域計画区域から除外する手続きが必要となります。(地域計画区域外の農地であっても、転用の際は
各種関係法令に基づいた手続きが必要です。)
・地域計画策定後、農地中間管理事業を通じて農地の貸し借りを行う場合、目標地図の内容に基づいて
手続きを行います。貸借する対象農地の借り手は、目標地図に位置付けられている必要があります。)

地域計画区域内



農業を担う者
(概ね10年後も農業を続ける意向のある者)



農業を担う者検討中
(今後も農地として利用する土地)